令和８年度観光情報基盤構築事業委託業務企画提案応募要領

本公募は、令和８年度沖縄県予算成立及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じる事業である。従って、沖縄県議会において、当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しない。

１　委託事業名

令和８年度観光情報基盤構築事業委託業務

２　事業期間

契約締結の日から令和９年３月 19 日まで

３　事業の目的

沖縄では鉄軌道がないため、沖縄を訪れる観光客にバス等の公共交通機関の運行情報、観光施設やホテル等までの移動方法など、観光情報（公共交通機関等の観光２次交通、観光施設、ホテル等。以下同じ。）をわかりやすく伝える必要がある。

このため、交通情報等のオープンデータを継続的に利用できる環境の構築・維持及びその利活用を促進するとともに、空港や交通結節点などにおいて、観光客が必要とする観光情報の整理や整備したオープンデータを活用した情報発信等を行うことにより観光客の利便性・満足度の向上を図る。

４　企画提案の内容

別添「令和８年度観光情報基盤構築事業委託業務企画提案仕様書」のとおり

５　提案上限額

18,848,000 円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

６　応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 167 条の４第１項　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律

第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（３）事務所等を沖縄県内に有していること。ただし、共同体等による提案の場合は、うち一者以上が該当していれば要件を満たすものとする。

（４）空港における観光情報（公共交通機関等の観光２次交通、観光施設、ホテル等）や観光２次交通結節点の課題等を十分に理解するとともに、公共交通機関の運行データの収集等やオープンデータに利活用等について豊富な知見を有しており、本事業を的確に遂行する能力、組織、人員等を有していること。

（５）契約の主たる部分（*1）を受託者が自ら履行可能であること。

（６）今回の委託に際して、正副２名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について十分な遂行体制がとれること。

（７）応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア　共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ　共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（１）、（２）の要件を満たす者であること。

ウ　共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（３）、（４）の要件を満たす者であること。

（*1）契約の主たる部分とは、委託業務の契約金額の 1/2 を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務を言うものとする。

７　応募の手続き

（１）応募にかかる質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合は、質問票【様式 10】を記入し、電子メールにより提出すること。

ア　受付期限　令和８年３月 16 日（月）15 時（厳守）

イ　提 出 先　沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課　受入推進班　担当：山田

ウ　電子メールアドレス　ooshisk@pref.okinawa.lg.jp

※質問に対する回答は、令和８年３月 18 日（金）17 時までに沖縄県観光振興課ホームページに掲載する

（２）企画提案書等の提出

企画提案書等は、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア　提出期限　令和８年３月 24 日（火）12 時（必着）

イ　提 出 先　沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課　受入推進班　担当：山田

〒900-8570 那覇市泉崎１丁目２番２号 沖縄県庁８階

電話番号　098-866-2764　FAX 番号　098-866-2765

ウ　提出部数　〇応募申請書等（様式１～９）10 部（正本１部、副本（複写）９部）

＊　様式１～９の書類は、原則としてＡ４版縦置き・横書き、長辺左２穴あけとし、左上クリップ留めで提出すること。

〇添付資料（８(10)～(11)）１部

８　提出書類等

（１）企画提案応募申請書……【様式１】

（２）企画提案書……【様式２】

（３）会社概要表（組織図、業務内容、資格等）……【様式３】

（４）積算書……【様式４】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①人件費等

②旅費

④需要費（消耗品費、印刷製本費等）

⑤役務費（通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料等）

⑥使用料及び賃借料（会場借料等）

⑦外注費（請負契約等）

⑧管理費、消費税

（注 1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注 2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

（５）スケジュール表……【様式５】

（６）執行体制……【様式６】

（７）実績書……【様式７】

（８）誓約書……【様式８】

（９）共同企業体構成書（共同企業体の場合）……【様式９】

※企業共同体協定書の写しも添付すること。

(10) 直近２事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類（企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。）

(11) 法人の場合は、直近２年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。（企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。）

９　選考方法

（１）第一次審査（資格審査）

応募のあった者について、上記６に定める応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。応募が４者以上の場合には、企画提案書類による審査を併せて行う。審査結果は、選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電話または電子メールもしくは文書により通知する。

結果通知日：令和８年３月 26 日（木）までに通知予定

（２）第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会においてその内容を審査し、委託候補事業者の順位を決定する。

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア　審査会場への入場者は３名以内とする。

イ　審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ　プレゼンテーションは、令和８年３月 31 日（火）13 時を予定している。

※プレゼンテーションを行う時間帯等については、後日連絡する。

10　委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

11　その他

（１）書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）企画提案書等の作成に要する経費、審査に参加する経費等、企画提案に要する経費はすべて応募者の負担とする。

（３）提出書類等は返却しない。

（４）提出された提案書、審査内容及び経過等については公表しない。

（５）委託予定事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、委託先の企画提案書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。よって、提案内容を全て実施することを保証するものではない。

（６）契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（７）以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本要領に違反すると認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

12　問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号 沖縄県庁８階
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課　　担当：山田
電話：098-866-2764　　FAX：098-866-2765
E-mail：ooshishk@pref.okinawa.lg.jp